

旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年3月24日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会
委員長 菅 原 範 明

旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例

旭川市議会委員会条例（昭和38年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条1 総務常任委員会の項第2号中「行財政改革推進部」を「行財政改革部」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「地域振興部」を「都市振興部」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条2 民生常任委員会の項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「福祉保険部」を「福祉安心部」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「健康保健部」を「健幸保健部」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条3 経済建設常任委員会の項第2号中「観光スポーツ部」を「観光スポーツ・シティプロモーション部」に改め、同条4 子育て文教常任委員会の項第1号を削り、同項第2号中「子育て支援部」を「こども・女性・若者未来部」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による総務常任委員会、民生常任委員会、経済建設常任委員会及び子育て文教常任委員会の委員、委員長又は副委員長（以下「旧委員等」という。）である者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による改正後の旭川市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による総務常任委員会、民生常任委員会、経済建設常任委員会及び子育て文教常任委員会の委員、委員長又は副委員長（以下「新委員等」という。）となるものとする。この場合において、新委員等の任期は、旧委員等の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による総務常任委員会、民生常任委員会、経済建設常任委員会及び子育て文教常任委員会に付議されている事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる総務常任委員会、民生常任委員会、経済建設常任委員会及び子育て文教常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。この場合において、閉会中も、なお、調査することとしている特定の事件については、前項の任期中、これを調査することができる。